

## 狩猟解禁日のパトロールについて

### 1 実施日

11月15日に、県内の鳥獣保護区等において、各農林総合事務所等の担当者と鳥獣保護管理員が合同でパトロールを実施します。

### 2 パトロール計画

パトロール者	パトロール体制	集合時間	出発地点	パトロール場所
自然保護センター職員 福井農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	3班・8名	5:30	福井合同庁舎	①鳥獣保護区 ②特定猟具使用禁止区域（銃） ③主たる猟場
自然環境課職員 坂井農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	3班・8名	5:50	坂井合同庁舎 坂井市丸岡総合支所(5:45)	
自然保護センター職員 奥越農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	4班・9名	6:00	大野警察署 勝山警察署 和泉駐在所	
地域農業課職員 丹南農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	4班・8名	6:10	万葉菊花園 越前警察署 越前警察署今立分庁舎	
自然保護センター職員 丹南農林丹生林業職員 鳥獣保護管理員	2班・5名	5:30	丹南農林総合事務所 丹生分庁舎	
地域農業課職員 嶺南振興局二州農林部職員 鳥獣保護管理員	2班・7名	6:00	敦賀合同庁舎 若狭町中央公民館	
自然環境課 嶺南振興局林業水産部職員 鳥獣保護管理員	3班・8名	6:10	若狭合同庁舎 おおい町役場	
	計53名			

※ パトロールは、概ね午前10時頃、終了する予定です。

### 3 指導・取締り事項の例

#### (1) 法令に違反する行為

- ①狩猟者登録証の不携帯、狩猟者記章不着用での捕獲行為
- ②禁止猟法の使用
- ③鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）、公道、公園、寺社境内、墓地等での捕獲行為

#### (2) 狩猟マナーが悪い行為

- ①移動時の銃器の不用意な扱いなど、猟具の取扱い等が著しく危険な行為
- ②高圧電線付近における電線方向に向けての発砲